

（普通地域内における届出を要しない行為）

第36条 条例第31条第7項第4号の規則で定める行為は、次のとおりとする。

- (1) 第19条第1号から第25号まで、第52号から第55号まで、第66号から第72号まで、第100号又は第101号に掲げる行為
- (2) 農業、林業、漁業若しくは鉱業の用に供する索道又は鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第47条第2号に規定する特殊索道のうち滑走式のを新築し、改築し、又は増築すること。
- (3) 宅地内の池沼等を埋め立てること。
- (4) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業（同項第4号に規定するものを除く。）として池沼等を埋め立てること。
- (5) 宅地内の鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- (6) 露天掘りでない方法により、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- (7) 鉱物を掘採し、又は土石を採取する行為であつて面積が200平方メートル（海底にあつては100平方メートル）を超えず、かつ、高さが5メートルを超える法（のり）を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (8) 宅地内の土地の形状を変更すること。
- (9) 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形状を変更すること。
- (10) 文化財保護法第92条第1項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形状を変更すること。
- (11) 土地の開墾その他農業又は林業を営むために土地の形状を変更すること。
- (12) 養浜のために土地の形状を変更すること。
- (13) 土地又は海底の形状を変更する行為であつて面積が200平方メートル（海底にあつては100平方メートル）を超えず、かつ、高さが5メートルを超える法（のり）を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (14) 前条第1号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形状を変更すること。
- (15) 漁礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のための行為
- (16) 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の30日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。
 - ア 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間
 - イ 風景の維持のために行われる措置の内容
 - ウ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限
 - エ 工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を、知事に通知する旨
- (17) 前各号に掲げる行為に附帯する行為